

千葉県健康づくり応援店事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県健康増進計画及び千葉県食育推進計画を推進し、市民の健康づくりを支援するため、市民が飲食店等から栄養成分表示等の栄養及び食生活に関する情報提供を受けることにより、自ら健康づくりを推進することができるよう、健康に配慮した快適な食を取りまく環境の整備を図ることを目的とする健康づくり応援店事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「飲食店等」とは、本市の区域内で営業を行う、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 飲食店（食堂・レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、酒場等）
- (2) 食料品小売業（惣菜店、仕出弁当店、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア等）
- (3) 千葉県給食施設指導要綱に定める給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する特定給食施設及び小規模給食施設）
- (4) 宿泊施設（食事を提供するものに限る）
- (5) その他事業の目的を達成するために適当であると認められる施設

2 この要綱において「健康づくり応援店」とは、健康づくりの取組のうち、第1号に掲げる必須項目をすべて実施し、かつ、第2号に掲げる選択項目のうち1項目以上を実施する飲食店等で、市長が健康づくり応援店台帳（様式第1号）に登録したものをいう。

(1) 必須項目

ア 本市が発行する健康・栄養情報等の提供を行うこと

イ 屋内禁煙を実施していること（千葉県受動喫煙の防止に関する条例に準ずる。ただし、食料品小売業は除く。）

(2) 選択項目

ア 定食または惣菜等の栄養成分表示

飲食店等が提供する定食、ランチ等の1人1食分に相当する分量がある献立については3品目以上、惣菜等の1人1食分に相当する分量がない単品の献立については5品目以上について、エネルギー（熱量）及び食塩相当量を表示する。ただし、栄養成分表示を実施する品目数については、飲食店等が提供する献立の品目数が限られている場合は、この限りではない。

イ 野菜たっぷりメニューの提供

定食の野菜使用量120グラム以上または単品の野菜使用量70グラム（芋類は除く）以上の料理を提供し、当該メニューについて栄養成分表示

(参考情報でも可) をしていること。

ウ バランスの良いメニューの提供

定食で主食・主菜・副菜が揃っていて、1食あたり700キロカロリー程度のメニューを提供し、当該メニューについてエネルギー(熱量)及び食塩相当量を表示していること。

エ 塩分控えめメニューの提供

定食で1食あたりの食塩含有量が3グラム未満のメニューを提供し、当該メニューについてエネルギー(熱量)及び食塩相当量を表示していること。

(健康づくり応援店の申出)

第3条 健康づくり応援店の申出をしようとする者は、健康づくり応援店申出書(様式第2号)及び健康づくり応援店取組内容(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申出書の提出があった場合は、当該飲食店等の前条に掲げる取組の状況を確認し、適切と認めるときは、健康づくり応援店台帳に登録し、健康づくり応援店通知書(様式第4号)及び健康づくり応援店証(様式第5号)を交付する。

(健康づくり応援店の情報提供等)

第4条 市長は、健康づくり応援店の名称、所在地等の情報を市ホームページ等に掲載し、市民に提供するものとする。

2 市長は、健康づくり応援店の第2条に掲げる取組を支援するため必要があると認めるときは、当該取組に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(申出の内容の変更)

第5条 健康づくり応援店において、第3条第1項の規定により市長に申出した内容を変更しようとする者は、健康づくり応援店変更届(様式第6号)に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の健康づくり応援店変更届の提出があった場合は、当該変更の内容を確認し、適切と認めるときは、健康づくり応援店台帳の登録内容を変更し、健康づくり応援店変更通知書(様式第7号)等を交付する。

(健康づくり応援店の取消)

第6条 健康づくり応援店の登録の取消を届出る者は、健康づくり応援店取消届(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、廃業等により健康づくり応援店として存続していないにもかかわらず、前項の規定による取消の届出がない健康づくり応援店について、健康づくり応援店台帳から削除し、取消を行うことができる。

(事業の普及啓発)

第7条 市長は、事業の目的を達成するため、栄養及び食生活に関し、市民及び

飲食店等への普及啓発に努めるとともに、飲食店等からの相談に対し必要な支援を行うものとする。

(栄養・食生活関係団体等との連携)

第8条 市長は、事業の実施に当たっては、栄養・食生活関係団体等との連携を図るとともに、円滑な事業の推進に努めるものとする。

2 市長は、第3条第2項及び第5条第2項の確認については、栄養・食生活関係団体等の意見を聴くことができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年12月24日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に作成された登録証で、現に存するものは、令和3年6月30日までの間、使用することができる。
- 3 市長は、この要綱の施行前に千葉県健康づくり応援店として登録された事業者のうち、令和3年6月30日までの間に、第5条の規定に基づく登録変更の届出がない事業者については、その登録を削除することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。